

社協一般会費の納入にご協力をお願いします 「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」のために

◆「社協」ってどんなところ？

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法の中で地域福祉を推進する団体と定められている民間の法人です。恵那市社会福祉協議会は、市民の皆さまのご参加とご協力を得て「公共性」「公益性」の高い事業を実施しています。

◆「社協会員」って？

社協会員とは社協の目的や活動にご賛同いただき、会費の納入にご協力いただいた方です。会員になることにより、福祉のまちづくりを共に推進していくといった意味が込められています。

皆さまからいただいた会費は全額が社協支部に助成金として交付され、それぞれの支部が行う地域福祉事業の貴重な財源となります。

それぞれの地域の福祉課題解決に向けた取り組みを進めるとともに、「誰もが地域の中で互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくり」実現のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

社協13支部

それぞれの地域の実状に合わせ、子育て支援、高齢者・障がい者支援、見守り活動などの地域福祉活動を行います。また、地域福祉活動団体（ふれあいいきいきサロン、ボランティア団体など）への活動支援を行います。



高齢者サロン活動の様子
(大井町) いきいきサロンさくら会

地域福祉事業



市民の皆さま

一般会費

恵那市社会福祉協議会

一般会費の流れ

社協支部助成金

市内の社協13支部に助成金として100%交付されます

助成金

一般会費

募集期間	令和5年5月8日(月)～6月30日(金)	
金 額	1世帯 1口 500円	趣旨をご理解いただき、2口以上のご協力をいただければ幸いに存じます
納入方法	各自治会長様を通じての納入となります(各自治会長様にお取りまとめをお願いしております) 自治会未加入の方は、社協窓口で直接納入願います	

◆昨年度は社協一般会費として、6,177,500円のご協力をいただき、各社協支部でさまざまな地域福祉事業が実施されました。今年度も社協一般会費へのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ

恵那市社会福祉協議会 TEL 0573-26-5221(代)